

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事 関	根 孝 道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四